

うっかりとドアを開けて、困ったことはありませんか？

無料

(5台募集)

知らん人、出たらあかん！

犯罪者は
カメラや録画を
嫌います！

モニター付きインターホンなら
安心です！！

申請期間 令和7年9月17日(水)～10月17日(金)

対象者 東山区内に住所があり、実際にお住まいの方
(※支給の条件あり)

支給台数 1台／世帯 ※裏面も必ずお読みください。

※応募多数の場合は、選考のうえ決定します。
募集の総数は、予算の範囲内となります。

お
申
込
み

東山区役所地域力推進室 まちづくり担当



075-561-9114

〒605-8511 京都市東山区清水五丁目130番地の6



回 覧									



京都市
CITY OF KYOTO



1 申請方法について

「東山区モニター付きインターホン支給申請書」に本人の居住地が確認できる書類の写し（マイナンバーカードや保険証等の身分証明書）を添えて提出してください。

申請の相談、申請様式の配布、申請の受付にお越しいただく場合は、10月17日（金）までの月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前9時～正午、午後1時～5時の間に、東山区総合庁舎2階地域力推進室にお越しください。

なお、お越しの際には事前に電話で訪問日時をお知らせください。

2 支給の条件について

- ① 東山区内に住所を有し、現に居住していること
 - ② 居住地にモニター付きインターホンが設置されていないこと
 - ③ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではない者であること
 - ④ 「東山区モニター付きインターホン支給事業実施要綱」を遵守すること
- ※ 要綱はHPからダウンロードできます。

〔HP〕 <https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000343518.html>

3 支給の決定について

申請の内容を審査の上、令和7年11月中旬を予定

※ 審査は対象者の年齢や世帯構成等を総合的に判断します。

4 経費の負担について

モニター付きインターホンの支給（設置工事含む）は無償とします。ただし、次に掲げる費用については、使用者が負担するものとします。

- ① 使用に係る電気料
- ② 破損、故障、不具合等に係る修理等に要する費用、その他維持管理などに要する費用

第 1 号様式（第 4 条関係）

東山区モニター付きインターホン支給申請書

令和 7 年 月 日

（宛先）東山区長

東山区モニター付きインターホン支給事業実施要綱第 4 条に基づき、モニター付きインターホンの支給を申請します。

支給対象者	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	西暦	年 月 日（満 歳）
	住 所	〒 ー 京都市東山区 ※アパート・マンション名、部屋番号を漏れなく御記入ください。	
	電話番号	固定電話：	ー ー
		携帯電話：	ー ー
	世帯構成	☐ 単身世帯 ☐ 70 歳以上の者のみで構成される世帯 ☐ 70 歳未満の者も含めて構成される世帯	
確認事項	☐ 同要綱の各条項を全て承諾し申請します。 ☐ 特殊詐欺被害防止・捜査活動等の目的のために、警察機関に上記記載内容について情報提供することに同意します。		

※申請内容に虚偽があることが判明した場合、支給の決定を取り消す場合があります。

申請者	☐ 同上（同上の場合、以下は未記入でかまいません。）		
	ふりがな		（本人との関係）
	氏 名		
	住 所	〒 ー	
	電話番号		
	メール		

【添付書類】

- ・ 本人の居住地が確認できる書類の写し
(マイナンバーカードや保険証等の身分証明書)